

V 1 障害程度審査委員会(該当する□にレ点を付すとともに、記述をしてください。)

(1) 設置している場合

□全科目について実施 } 審査方法：□全委員会議 □科目別合議 □委員個別審査 □その他（
□二部の科目について実施 → 実施科目：_____)

《審査件数・審査委員数》

科 目	年間審査件数			審 査 委 員 数			科 目	年間審査件数			審 査 委 員 数		
	11年度	12年度	専 任	兼 任	嘱 託	心	臓	11年度	12年度	専 任	兼 任	嘱 託	
肢 体 不 自 由						じ	ん						
視 覚						呼 吸	器						
聴 覚						膀胱	直腸・小腸						
平 衡						免 疫	疫						
音・言・そしやく													

※12年度は12月までの件数

※年度途中に設置された場合の施行日：平成 年 月 日施行

(2) 設置していない場合

手帳交付事務担当から認定困難ケースの問い合わせ等があつた場合の対応についてお聞かせください。(該当する□にレ点を付すとともに、件数を記入してください。)

□判定会議に諮っている。→(年間 件程度)
□更生相談所医師が診断書を見て意見を述べている。→(年間 件程度)
□その他()
□設置を検討中

2 身体障害者手帳交付事務

(1) 手帳交付事務を □行っている。→次ページ(2)へ
□行っていない→(所管課所：)

- (2) 異議申立に対し、どのように対応していますか。（該当する□にレ点を付してください。複数回答可）
- 障害程度審査委員会にて再審査している。
□更生相談所医師（嘱託医含む）が異議申立書・診断書を見て意見を述べている。
□更生相談所が裁決書案又は弁明書を作成し、本庁が裁決している。
□身体障害者手帳の交付事務を行っているので、裁決事務まで行っている。
□社会福祉審議会に諮っている。
- その他（ ）

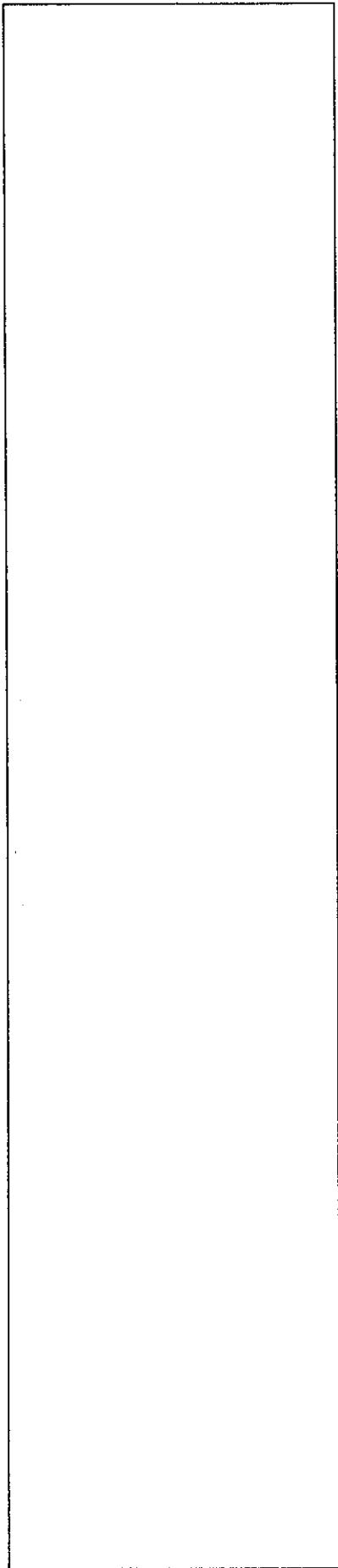
VI 介護保険法施行後の対応（該当する□にレ点を付すとともに、必要な記述をしてください。）

- 1 車いす等、身障法に優先すべき補装具の取扱いについて
□介護保険施行後の車いす判定（4月以降12月まで）： 件（前年同期間より ___ 件減）
□介護保険対象者で身障法で給付した事例： 件→交付理由（ ）
□交付条件等について市町村に通知した。
□市町村身障担当者研修会を開催した。
□本庁介護保険担当課主催の居宅介護支援事業者等の研修会に出席し説明した。
□その他（ ）

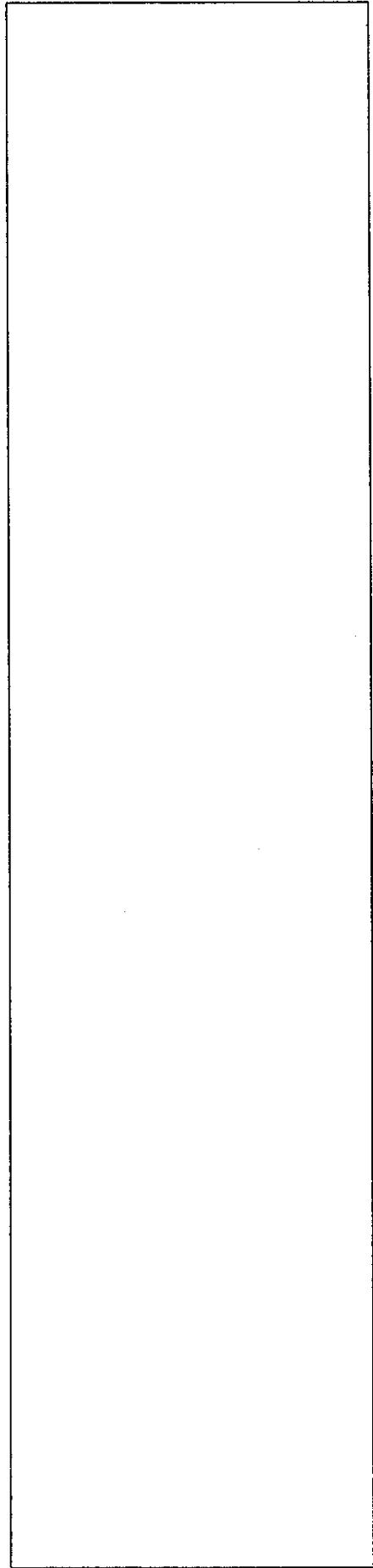
- 2 介護保険法と身障法の関係について、問題点や意見をお聞かせください。

- 3 介護保険下において、更生相談所はどんな役割を果たすべきであるとお考えですか。

VII 市町村等からの要請
更生相談所業務に関して、市町村などからどんな要望が寄せられているか、お聞かせください。



VIII 更生相談所のあり方について
更生相談所の設置形態、組織体制、業務（役割）などについて、どうあるべきか御意見をお聞かせください。



資料 2

身体障害者更生相談所業務する実態調査票

知的障害者更生相談所業務に関する実態調査

平成12年度厚生科学特別研究事業

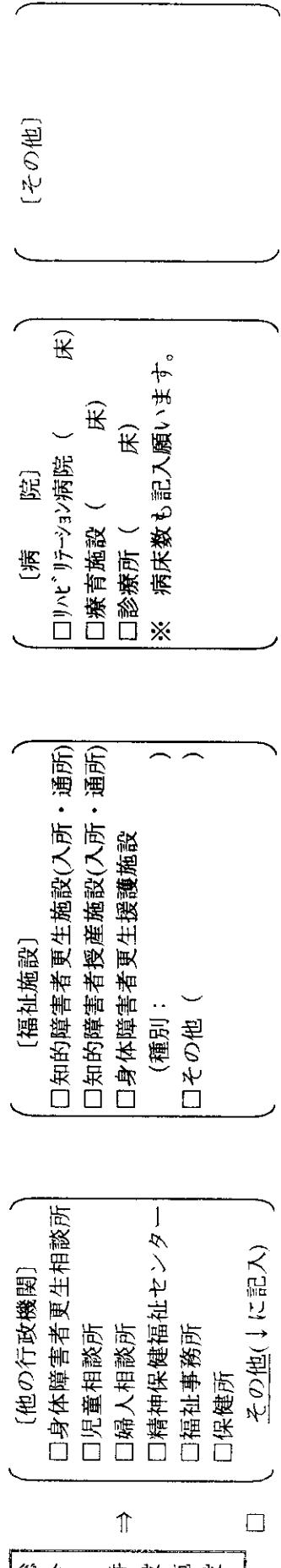
知的障害者更生相談所業務に関する実態調査

名 称	
電 話	
記入者	メモアドリブス

I 1 組織・体制 (該当する□にレ点を付してください。)

- 単独
- 総合(組織が一本化され施設長が一人)…次へ
- 併設(同一敷地内又は同一建物内に他施設があるが、施設としては独立している。)…次へ

総合・併設施設



その他の行政機関名 : _____

2 更生相談所長 (該当する□にレ点を付してください。)

- 専任
- 兼務 ⇒
 - 総合リハビリテーションセンター長
 - 身体障害者更生相談所長
 - 児童相談所長
 - その他()

3 併設施設の運営主体 (該当する□にレ点を付してください。)

- その他 ()
- 直営
- 社会福祉事業団
- 赤十字社等特殊法人

4 実際に用いられている知更相の名称 :

記載例 : A ○○県知的障害者更生相談所、B ○○市障害者相談センター、C ○○県心身障害者福祉センター

5 現在の組織について、知更相業務を行うときの利点や不利な点など問題点があればご記入ください。

6 児童相談所や身体障害者更生相談所等の関連施設を統合して、総合的に運営することについて、ご意見をお聞かせください。

7 施設・設備の状況（該当する□にレ点を付すとともに、記述をお願いします。）

(1) 建物・敷地

ア 建物の構造 : □鉄筋コンクリート □その他の構造 ()

イ 建物の階数 : (階建て)

ウ 建物・敷地の面積・占有率等

建物の総面積 :	m ²	知更相の占有面積 :	m ²	知更相の占有率 :	%
敷地の総面積 :	m ²	知更相の占有面積 :	m ²	知更相の占有率 :	%

(同一敷地内に他の建物があり、他の建物が置かれている場合にはその名称をお書きください。

名称 : 1

2

3

4

(2) 設備（該当する□にレ点を付すとともに、記述をお願いします。）

ア 部屋

- 相談・面接室（　　室）　□診察室（　　室）　　心理判定室（　　室）　□職能判定室（　　室）
- 情報管理室（　　室）　　□ライブラリー・資料室（　　室）　□記録保管室（　　室）
- 会議室（　　室）　　□研修室（　　室）　　□その他：（　　室）　　（　　室）

イ コンピューターの導入状況

- ケース台帳をコンピューターで管理している。
- 判定書をコンピューターで作成、出力している。
- 統計をコンピューター処理している。
- 事務所内に LAN を敷設している。
- 所内の全職員の机上にパソコンが配置されている。
- ホームページを開設している。
- 他の機関との間で E メールでの送受信が可能。
- コンピューターで情報をデータベース化している。
- その他（　　）

ウ 現在の施設・設備について、交通の利便性等を含めた使用上の問題点があればご記入ください。

8 職員体制

((該当する□にレ点を付すとともに、記述をお願いします。))

※専任・常勤とは、勤務時間のすべてを当該更生相談所に勤務し、かつ当該更生相談所のみから給与を受けている者です。

※兼任・常勤とは、当該更生相談所と他機関との併任関係にある者です。(総合施設の常勤医師等が該当します。)

(1) 所長の勤務形態等

専門領域		□ 医師	□ 病理	□ 精神科	□ 神経科	□ 精神神経科	□ 神経内科	□ 一般行政職	□ 福祉職	□ 心理職	□ 事務	職
専門領域		□ 精神科	□ 神経科	□ 精神神経科	□ 神経内科			□ その他()				
実務経験		・本後年	・知更相経験： 年 (うち現職経験 年)	・前職 (例：○○病院○○部長、○○大学○○科)			・社会福祉現業従事年数： 年 → [福祉事務所 児童相談所 福祉施設 () 保健所 () 其他 () 社会福祉行政 一般行政 年]					年)
更相への関わり		・取得されている資格 (例：精神保健指定医) ・学会等の認定医 (例：日本てんかん学会認定医)	・保健衛生業務従事年数： 年 → [社会福祉行政 一般行政 年]	・その他行政事務従事年数： 年 → [社会福祉行政 一般行政 年]			・上記のうち知的障害者福祉司経験年数： ・保有資格 (現業務関連) []					年)
その他		・所内相談： (回/年) 役割： ・巡回相談： (回/年) 役割： ・判定会議： (回/年) 役割： ・入所調整会議： □ 設置 (回/年) □ 未設置 ・管理業務： (全業務に対して約 %) ・研修講義： (回/年) ・その他： ()	・所内相談： (回/年) 役割： ・巡回相談： (回/年) 役割： ・判定会議： (回/年) 役割： ・入所調整会議： □ 設置 (回/年) □ 未設置 ・管理業務： (全業務に対して約 %) ・研修講義： (回/年) ・その他： ()	・その他の在職年数 (過去10年間の在職者)： □ 2年以下 □ 2年超～3年 □ 3年超～4年 □ 4年超～5年 □ 5年超 上記調査項目の補足事項：								

(2) 更生相談所業務に携わる医師の配置状況等について、下表により作成してください。

		専門領域・資格等		経歴・業務経験年数等		摘要	
		診療標榜科目 (精神科等)	専門医制度等に係る資格 (学会認定医等)	卒後臨床 経験年数	前職場及び 業務内容	更生相談 経験年数	要 (兼任機関名等を記載)
1	専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 ・嘱託	□車任常勤 □兼任常勤 □非常勤	□精神保健指定医 □	年	年	年	
2	専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 ・嘱託	□車任常勤 □兼任常勤 □非常勤	□精神保健指定医 □	年	年	年	
3	専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 ・嘱託	□車任常勤 □兼任常勤 □非常勤	□精神保健指定医 □	年	年	年	
4	専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 ・嘱託	□車任常勤 □兼任常勤 □非常勤	□精神保健指定医 □	年	年	年	
5	専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 ・嘱託	□車任常勤 □兼任常勤 □非常勤	□精神保健指定医 □	年	年	年	
6	専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 ・嘱託	□車任常勤 □兼任常勤 □非常勤	□精神保健指定医 □	年	年	年	
7	専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 ・嘱託	□車任常勤 □兼任常勤 □非常勤	□精神保健指定医 □	年	年	年	
8	専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 ・嘱託	□車任常勤 □兼任常勤 □非常勤	□精神保健指定医 □	年	年	年	

* 表が足りない場合は、コピーした表に記入して、添付してください。

(3) 知的障害者福祉司等の配置状況等について下表により作成してください。

専任常勤 人、兼任常勤 人、非常勤 営記 人 合計 人

専門的担当領域	業務経験年数等(常勤本務)						資格1	資格2	資格3	兼任の場合、職務に占める知更相業務の割合
	知更相 経験年数	身更相	児童 相談所	福祉 事務所	施設 病院	その他				
□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 ・嘱託 □他 ()	□福祉司 □CW 年	□福祉司 □CW 年	□福祉司 □CW 年	□福祉司 □CW 年	□MSW 年	□社福主事 2 年以上 □大学で大臣の指定 科目を修め卒業 □養成校卒業 □前各号に準ずる者	□福祉職 □心理職 □一般行政職 □その他 ()	□社会福祉士 □	おおよそ %	
1	□施設入所判定 □療育手帳判定 □生活相談 □職業相談 □他 ()	□CW 年	□CW 年	□CW 年	□CW 年	□社福主事 2 年以上 □大学で大臣の指定 科目を修め卒業 □養成校卒業 □前各号に準ずる者	□福祉職 □心理職 □一般行政職 □その他 ()	□社会福祉士 □	おおよそ %	
2	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 ・嘱託 □他 ()	□福祉司 □CW 年	□福祉司 □CW 年	□福祉司 □CW 年	□MSW 年	□社福主事 2 年以上 □大学で大臣の指定 科目を修め卒業 □養成校卒業 □前各号に準ずる者	□福祉職 □心理職 □一般行政職 □その他 ()	□社会福祉士 □	おおよそ %	
3	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 ・嘱託 □他 ()	□福祉司 □CW 年	□福祉司 □CW 年	□福祉司 □CW 年	□MSW 年	□社福主事 2 年以上 □大学で大臣の指定 科目を修め卒業 □養成校卒業 □前各号に準ずる者	□福祉職 □心理職 □一般行政職 □その他 ()	□社会福祉士 □	おおよそ %	
4	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 ・嘱託 □他 ()	□福祉司 □CW 年	□福祉司 □CW 年	□福祉司 □CW 年	□MSW 年	□社福主事 2 年以上 □大学で大臣の指定 科目を修め卒業 □養成校卒業 □前各号に準ずる者	□福祉職 □心理職 □一般行政職 □その他 ()	□社会福祉士 □	おおよそ %	
5	□専任常勤 □兼任常勤 □非常勤 ・嘱託 □他 ()	□福祉司 □CW 年	□福祉司 □CW 年	□福祉司 □CW 年	□MSW 年	□社福主事 2 年以上 □大学で大臣の指定 科目を修め卒業 □養成校卒業 □前各号に準ずる者	□福祉職 □心理職 □一般行政職 □その他 ()	□社会福祉士 □	おおよそ %	

※ 表が足りない場合は、コピーした表に記入して、添付してください。

※ 「知更相での任用資格」欄は、知的障害者福祉法第14条の分類です。「社福主事 2 年以上」=「社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事業に 2 年以上従事した経験を有するもの」、「大学で大臣の指定科目を修め卒業」=「学校教育法に基づく大学又は旧大学令において、厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者」、「養成校」=知的障害者の福祉に従事する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生大臣の指定するものを卒業した者」、「前各号に準ずる者」=「前各号に準ずる者であって、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの」

(4) 心理判定員の配置状況等について下表により作成してください。

	専任常勤 人、兼任常勤 人、非常勤・嘱託 人	合計 人	業務経験年数等(常勤本務)					資格 1 知更相 用資格	資格 2 採用資格	資格 3 個人的資格の 保有状況	兼任の場合、職務 に占める知更相 務の割合 %
			専門的担当領域	知更相 経験年数	身更相	児童 相談所	福祉 事務所				
1	□専任常勤 □兼任常勤 ・嘱託 □非常勤 ・嘱託 □施設入所判定 □療育手帳判定 □生活相談 □他 ()		年	年	年	年	年	年	□心理学專攻 □知障等 2 年以上	□臨床心理士 □	おおよそ %
2	□専任常勤 □兼任常勤 ・嘱託 □施設入所判定 □療育手帳判定 □生活相談 □他 ()		年	年	年	年	年	年	□心理学專攻 □知障等 2 年以上	□臨床心理士 □	おおよそ %
3	□専任常勤 □兼任常勤 ・嘱託 □施設入所判定 □療育手帳判定 □生活相談 □他 ()		年	年	年	年	年	年	□心理学專攻 □知障等 2 年以上	□臨床心理士 □	おおよそ %
4	□専任常勤 □兼任常勤 ・嘱託 □施設入所判定 □療育手帳判定 □生活相談 □他 ()		年	年	年	年	年	年	□心理学專攻 □知障等 2 年以上	□臨床心理士 □	おおよそ %
5	□専任常勤 □兼任常勤 ・嘱託 □施設入所判定 □療育手帳判定 □生活相談 □他 ()		年	年	年	年	年	年	□心理学專攻 □知障等 2 年以上	□臨床心理士 □	おおよそ %
6	□専任常勤 □兼任常勤 ・嘱託 □施設入所判定 □療育手帳判定 □生活相談 □他 ()		年	年	年	年	年	年	□心理学專攻 □知障等 2 年以上	□臨床心理士 □	おおよそ %

※ 表が足りない場合は、コピーした表に記入して、添付してください。

※ 「知更相での任用資格」欄は、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(昭和 35 年 6 月 17 日、社発第 380 号) の「第一の五職員の資格の 2 心理判定員又は職能判定員の資格は次のとおりであります。「心理学專攻」=「学校教育法に基づく大学、又は旧大学令において、心理学を専攻する学科を卒業した者」、「知障等 2 年以上」=「知的障害者福祉司その他社会福祉事業従事者として 2 年以上その職務を行い前号に順ずる学識経験を有すると認められる者」。次の職能判定員についても同様です。

(5) 職能判定員の配置状況等により作成してください。

	専任常勤	人、兼任常勤	人、非常勤・嘱託	人	合計	専門的担当領域		業務経験年数等(常勤本務)				資格 1	資格 2	資格 3			
						知更相 判定主たる業務 における主たる業務	年 経験 年数	身更相 判定主たる業務 における主たる業務	年 経験 年数	児童 相談所	福祉 事務所	施設 病院	その他	知更相での 任用資格	採用時資格	個人的資格の 保有状況	
1	□専任常勤	□施設入所判定	□療育手帳判定	□職業相談	□他()	年	年	年	年	年	年	年	年	□心理學專攻 □知障等2年以上	□福祉職 □心理職 □一般行政職 □その他()	□臨床心理士 □作業療法士 □	おおよそ %
	□兼任常勤	□職業相談	□他()											□福祉職 □心理職 □一般行政職 □その他()	□臨床心理士 □作業療法士 □	おおよそ %	
2	□専任常勤	□施設入所判定	□療育手帳判定	□職業相談	□他()	年	年	年	年	年	年	年	年	□心理學專攻 □知障等2年以上	□福祉職 □心理職 □一般行政職 □その他()	□臨床心理士 □作業療法士 □	おおよそ %
	□兼任常勤	□職業相談	□他()											□福祉職 □心理職 □一般行政職 □その他()	□臨床心理士 □作業療法士 □	おおよそ %	

(6) 看護婦・保健婦の配置状況等について下表により作成してください。

	専任常勤	人、兼任常勤	人、非常勤・嘱託	人	合計	専門的担当領域		経歴・業務経験年数等(常勤本務)				資格 1	資格 2	資格 3
						知更相 判定主たる業務 における主たる業務	年 経験 年数	知更相 判定主たる業務 における主たる業務	年 経験 年数	先 (種類)、業務内容	施設病院 経験年数	知更相での 任用資格	採用時資格	個人的資格の 保有状況
1	□専任常勤	□施設入所判定	□療育手帳判定	□生活相談	□職業相談	□他()	年	年	年	年	年	□看護婦 □保健婦 □その他()	□技術職 □一般行政職 □その他()	おおよそ %
	□兼任常勤	□職業相談	□他()									□看護婦 □保健婦 □その他()	□技術職 □一般行政職 □その他()	おおよそ %
2	□専任常勤	□施設入所判定	□療育手帳判定	□生活相談	□職業相談	□他()	年	年	年	年	年	□看護婦 □保健婦 □その他()	□技術職 □一般行政職 □その他()	おおよそ %
	□兼任常勤	□職業相談	□他()									□看護婦 □保健婦 □その他()	□技術職 □一般行政職 □その他()	おおよそ %
3	□専任常勤	□施設入所判定	□療育手帳判定	□生活相談	□職業相談	□他()	年	年	年	年	年	□看護婦 □保健婦 □その他()	□技術職 □一般行政職 □その他()	おおよそ %
	□兼任常勤	□職業相談	□他()									□看護婦 □保健婦 □その他()	□技術職 □一般行政職 □その他()	おおよそ %

※ 表が足りない場合は、コピーした表に記入して、添付してください。

(7) 職員の資質の向上への取り組みについて(平成11年度に職員が参加した専門研修等の状況について、下表に記入してください。)

※ 表が足りない場合は、コピーした表に記入して、添付してください。

II. 管轄区域の状況について（平成12年3月31日現在）

1 概況

面 積	人 口	市	区	町	村	村 数
k m ²	人	市	区	町	村	計

2 福祉事務所

都道府県政令市 福祉事務所数	市 福祉事務所数	町村 福祉事務所数	計

3 療育手帳所持者数

障害程度 表示方法*	最重度	重度	中度	軽度	計
1 8歳未満					
1 8歳以上					
計					

* : A、B、1度、2度等、療育手帳に表記されている程度を記入してください。

4 知的障害者援護施設

施設種別	施設数	定 員			計
		入所 人	通所 人	分場 人	
更生施設 入所					
更生施設 通所					
授産施設 入所					
授産施設 通所					
通勤寮					
福祉ホーム					
計					

小規模作業所	箇所数	定員		計 人
		入所	通所	
グループホーム				
生活ホーム				
デイサービスセンター				
福祉工場				
障害児(者)地域療育支援事業				-

更生相談について

1 更生相談の方法

(1) 基本的な更生相談等の実施方法について(該当する口にレ点を付し、必要な事項を記入してください。)

形態
ア

四百六十一

四

判定
一

17

11

۱۷۰

判字的天

十一

四

失

卷

- 1 -

(ウ) 職能判定について
実施している → MN検査(労働省編一般職業適性検査)
その他 ()
実施していない、

実施している → ワーカサンプル ()

(エ) 各種診断書を作成していますか（11年度実績を記入してください。）
作成している 原則的には作成しないが、経済的な理由等やむをえない場合のみ作成している
 →障害年金診断書 件、特別児童扶養手当診断書 件
特別障害者手当診断書 件、その他 ()
作成していない、

(オ) 福祉事務所の知的障害者福祉担当職員の立会いを求めていますか。
立会いを求めている。 → 必ず 必要時
特に求めていない。 → 求めないが、立ち会っている。
 福祉事務所によつてまちまちである。
ほとんど立会わない。

(カ) 心理判定で使用している検査等について

検査名	発達検査	発達検査名	その他	備考
	%	%	検査名	%
<input type="checkbox"/> 田中ビネー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 遠城寺式発達検査	<input type="checkbox"/> A A M R (A AMD)	
<input type="checkbox"/> 鈴木ビネー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 津守式乳幼児精神発達検査	<input type="checkbox"/> 桜井試案	
<input type="checkbox"/> W A I S・R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 新版 S・M社会生活能力検査	
<input type="checkbox"/> W I S C・III (-R)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> A B S適応行動尺度	
<input type="checkbox"/> コース立方体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 精研式C L A C・II	
<input type="checkbox"/> D A M (グッドイナフ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 精研式C L A C・III	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

* %欄は、全相談者を100%とした場合の大体の実施比率を記入してください。(合計が100%を越えて構いません。)

(2) 来所(所内)相談

- ア 11年度実績：
イ 相談スタッフ：□医師 人、□知的障害者福祉司 人、□心理判定員 人、□職能判定員 人、
□看護婦・保健婦 人、□その他() 人

(3) 巡回相談

- ア 11年度実績：
イ 相談スタッフ：□医師 人、□知的障害者福祉司 人、□心理判定員 人、□職能判定員 人、
□看護婦・保健婦 人、□その他() 人

ウ 設定方法

- あらかじめ、福祉事務所から希望を取り、障害保健福祉圏域間バランスを考慮しながら実施している。
□福祉事務所から希望を取らず、更生相談所主体で計画し、福祉事務所の協力を得て実施している。
□福祉事務所の計画に対し、必要なスタッフを派遣している。(福祉事務所主体で支援チームを派遣する形態)
□その他()

(4) 施設訪問相談

- ア 11年度実績：
イ 相談スタッフ：□医師 人、□知的障害者福祉司 人、□心理判定員 人、□職能判定員 人、
□看護婦・保健婦 人、□その他() 人

ウ 設定方法

- あらかじめ、施設から希望を取り、訪問頻度や施設種別等を考慮しながら実施している。
□施設から希望を取らず、更生相談所主体で計画し、施設の協力を得て実施している。
□重度認定のために、毎年、対象施設を訪問している。
□その他()

(5) 訪問相談(個別ケースに対する家庭等への訪問相談)

- ア 11年度実績：
イ 相談スタッフ：□医師 人、□知的障害者福祉司 人、□心理判定員 人、□職能判定員 人、
□看護婦・保健婦 人、□その他() 人

ウ 実施条件(訪問相談を実施する場合の条件をお聞かせください。あわせて、今後の実施方針等をお聞かせください。)

（6）書類判定

ア 書類判定を行つていますか。

行つてまい

行っている

状況調書等から状態変化が認められ

	最重度	重度	中度	軽度	備考
療育手帳判定					
施設入所					
施設通所					
重度認定					
その他（ ）					

□前回判定から期間が短い場合→□1年以内、□2年以内、□5年以内、□10年以内、□その他（件）

11年度実績： 件（内訳：療育手帳判定 件、施設入所判定 件、施設通所判定 件、その他 件）

書類判定を行う理由を記入してください。

□判定件数が多く、すべてのケースに面接して判定できない。 □その他（ ）

相談内容について

(1) 相談内容の実績(平成11年版実績を記入してください)

(2) 施設利用判定について
ア 施設利用判定を行う場合の施設種別による入所要件、判定基準をご記入ください。

■ 知的障害者更生施設

入所施設	通所施設

■ 知的障害者授産施設

入所施設	通所施設

■ 知的障害者通勤寮

■ 知的障害者福祉ホーミ
